



公益財団法人ソーシャルサービス協会 第 59 回理事会 議事録

- 1. 開催日時 2026 年(令和 8 年)3 月 9 日(月)午後 1 時～午後 3 時 11 分
- 1. 場 所 全日自労会館 6 階会議室
- 1. 理事総数 6 名
- 1. 出席理事 6 名 神田豊和 佐藤芳則 柴田和啓 竹内 清 大野俊明 川村博文
- 1. 欠席理事 なし
- 1. 出席監事 小太刀美津枝
- 1. 欠席監事 伊藤東一
- 1. 議事録作成者 佐藤芳則

1. 議事の経過の要領とその結果

上記の通り出席があったので、本理事会は適法に成立した。

定款の規定により代表理事神田豊和が議長に就任し、直ちに議案の審議に入った。

初めに議事録作成者は、佐藤芳則常務理事を全員一致で承認した。

第 1 号議案 第 58 回理事会、第 44 回評議員会以降等の報告(役員の職務報告等を含む)の件

- 1. 佐藤芳則常務理事が、第 58 回理事会、第 44 回評議員会の議事録について報告した。あわせて理事長、常務理事の職務執行について報告があった。
 - ・別紙・議事録など参照 (別紙略)
 - ・役員(理事長・常務理事)の職務執行報告書 (別紙略)
 - ・『協会だより』No.107 号、No.108 号、No.109 号 発行 (別紙略)
 - ・内閣府メールマガジン No.232 号 ~ No.237 号 ※臨時号含む (別紙略)
- 2. つづいて、佐藤常務理事から各事業所の状況報告があった。
- 3. つづいて、佐藤常務理事から第 3 回(1 月 28 日)・第 4 回(2 月 18 日)に開催された事業委員会の状況報告があった。(別紙略)
- 4. つづいて、佐藤常務理事から財団の資金繰り状況について報告があった。(別紙略)
- 5. つづいて、佐藤常務理事から内閣府公益認定等委員会へ新規事業「居住支援法人事業」の「変更認定申請」については、昨年 4 月に一旦取下げをおこない、再度、「変更認定申請」をする準備をしている。3 月 18 日に財団本部は、公認会計士事務所と当該ワークセンター所長との打合せを予定しているとの報告があった。

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で承認した。

◆協議事項

- 1. 佐藤常務理事から財団本部体制について、新たな理事・監事となる人を選出していく必要があるとの提起があった。
- 2. 佐藤常務理事から 4 月から財団本部のパート職員の時給を 100 円上げることを提案があった。

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第2号議案 規則などの改訂の件

佐藤常務理事から昨年12月の第49回理事会で決議した「公益充実資金等取扱規則」に不備があり改めて提案し、「公益充実資金等取扱規則」と「新旧対照表」が提案された。

あわせて佐藤常務からは、「公益充実資金等取扱規則」の「細則」(案)については、事業委員会で再度協議し、次回6月の理事会に提案したいとの報告があった。

公益充実資金等取扱規則 新旧対照表

改正後	改正前	【備考】
<p style="text-align: center;">(公益充実資金等取扱規則)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、公益財団法人ソーシャルサービス協会（以下「この法人」という。）定款第6条の2の規定にもとづくその他の規程として、公益充実資金、特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公益充実資金公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下、公益認定法施行規則という。）第23条第1項柱書に定める公益充実資金をいう。</p> <p>(2) 特定費用準備資金公益認定法施行規則第31条第1項柱書に定める特定費用準備資金をいう。</p> <p>(3) 資産取得資金公益認定法施行規則第36条第3項第4号に定める資産取得資金をいう。</p> <p>(4) 公益充実資金等公益充実資金、特定費用準備資金及び資産取得資金を総称していう。</p> <p>(5) 公益充実活動等公益認定法施行規則第23条第1項第1号に定める公益充実活動等をいう。</p>	<p style="text-align: center;">(特定費用準備資金等取扱規則)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、公益財団法人ソーシャルサービス協会（以下「この法人」という。）定款第6条の2の規定にもとづく、特定費用準備資金及び特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において特定費用準備資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費または管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。）に係る支出に充てるために保有する資金をいう。</p> <p>2 この規程において特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金（以下「特定資産取得・改良資金」という。）とは、認定法施行規則第22条第3項第3号に定める公益目的保有財産及び公益目的事業をおこなうために必要な収益事業等その他の業務または活動の用に供する財産の取得または改良に充てるために保有する資金をいう。</p> <p>3 この規程において特定費用準備</p>	<p>定款第6条の2「その他の規則」として定めるもの名称は公益認定法施行規則による</p> <p>文言修正 公益充実資金の定義の新設（簡素化） 特定費用準備資金の定義の文言修正（簡素化） 資産取得資金の名称、定義の文言修正（簡素化）</p> <p>公益充実活動等の定義の追加</p>

<p>(原則) 第3条 この規程の解釈及び運用については、公益認定法、公益認定法施行規則及びこの法人の定款に則り行うものとする。</p> <p>第2章 公益充実資金 (公益充実資金の保有) 第4条 この法人は、公益充実資金を保有することができる。 2 この法人は、公益充実資金を保有しようとするときは、公益充実活動等ごとに、内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠等について、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(公益充実資金の管理) 第5条 この法人は、公益充実資金について、財産目録、貸借対照表またはその附属明細書において、他の資金と明確に区分して表示するものとする。</p> <p>(公益充実資金の取崩し) 第6条 公益充実資金を取崩す場合には、公益認定法規則第23条第2項にもとづき、次の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取崩さなければならない。 (1) 当該資金の目的の支出がなされた場合、当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額 (2) 正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合、その事実があった日における当該公益充実活動等に係る資金の額 2 公益充実資金について、公益充実活動等以外の支出に充てるために取崩す場合には、公益認定法施行規則第</p>	<p>資金等とは、特定費用準備資金及び特定資産取得・改良資金の総称をいう。</p> <p>(取扱原則) 第3条 この規程による取り扱いについては、認定法施行規則に則りおこなうものとする。</p> <p>第2章 特定費用準備資金 (保有) 第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。</p> <p>(保有の承認) 第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとする時には、代表理事は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称及び内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、積立額の算定根拠を理事会に提示する。 2 理事会は、前項の提示を受け、次の各号に該当する場合、これを承認するものとする。(1) その資金の目的である活動をおこなうことが確実に見込まれること (2) その資金の積立限度額が合理的に算定されていること</p> <p>(管理・取り崩し等) 第6条 特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録にその資金の名称を付した特定資産として、他の資金(他の特定費用準備資金を含む)と明確に区分して管理する。 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。 3 前項の規定により取り崩しをおこなう場合には、理事会の決議を得なければならない。 また、その資金の目的である事業の実施期間において目的である支出に対し取り崩しをおこなわない場合は、その理由を付して理事会に付議し、その議決を得なけ</p>	<p>文言修正</p> <p>公益充実資金を章立て 第4条で保有できる旨と理事会の承認手続きを規定</p> <p>第5条で法令通り公益充実資金は「他の資金と明確に区分して表示」することを規定</p> <p>第6条第1項で法令通り取り崩しについて規定 また、第2項で公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合の特別の手続きを規定</p>
--	---	---

<p>23 条第 1 項第 3 号に定める特別の手続きとして、理事長は、取崩しが必要かつ合理的であると考えられる理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。</p> <p>第 3 章 特定費用準備資金及び資産取得資金 (特定費用準備資金及び資産取得資金の保有) 第 7 条 この法人は、特定費用準備資金及び資産取得資金を保有することができる。</p> <p>2 この法人が、特定費用準備資金及び資産取得資金を保有しようとするときは、将来の特定の活動(資産取得資金にあっては将来の特定の資産の取得または改良。以下、総称して「活動等」という。)の名称、内容、計画期間、活動等の実施予定時期、積立限度額(資産取得資金にあっては当該資金の目的である財産の取得または改良に必要な最低額。以下同じ。)、その算定根拠等について、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(特定費用準備資金及び資産取得資金の管理) 第 8 条 特定費用準備資金及び資産取得資金は、公益認定法施行規則第 31 条第 3 項第 2 号(同規則第 36 条第 4 項において準用する場合を含む)に従い、他の資金と明確に区分して管理するものとする。</p> <p>(特定費用準備資金及び資産取得資金の取崩し) 第 9 条 特定費用準備資金及び資産取得資金は、公益認定法施行規則第 31 条第 4 項(同規則第 36 条第 4 項において準用する場合を含む)に</p>	<p>ればならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。</p> <p>4 第 2 項の規定にかかわらず、目的外の取り崩しをおこなう場合には、代表理事は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。</p> <p>第 3 章 特定資産取得・改良資金 (保有) 第 7 条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。</p> <p>(保有の承認) 第 8 条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとする時には、代表理事は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得または改良の予定時期、資産取得等に必要な額、その算定根拠を理事会に提示する。</p> <p>2 理事会は、前項の提示を受け、次の各号に該当する場合、これを承認するものとする。(1)その資金の目的である資産を取得し、または改良することが確実に見込まれること (2)その資金の目的である資産取得等に必要な額が合理的に算定されていること</p> <p>(管理・取り崩し等) 第 9 条 特定資産取得・改良資金は、貸借対照表及び財産目録にその資金の名称を付した特定資産として、他の資金(他の特定資産取得・改良資金を含む)と明確に</p>	<p>法令通り (公益認定法施行規則第 31 条、第 36 条第 3 項及び第 4 項)</p> <p>第 8 条で法令通り「他の資金と明確に区分して管理」することを規定</p> <p>第 9 条第 1 項で法令通り取り崩しについて規定</p>
--	---	---

<p>もつぎ、次の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取崩さなければならない。</p> <p>(1) 当該資金の目的の支出がなされた場合、当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額</p> <p>(2) 各事業年度終了の時における積立限度額が当該資金の額を下回るに至った場合、当該事業年度終了の時における当該資金の額のうちその下回る部分の額</p> <p>(3) 正当な理由がないのに当該資金の目的である活動等を行わない事実があった場合、その事実があった日における当該資金の額</p> <p>2 特定費用準備資金及び資産取得資金について、目的外の取崩しを行う場合には、認定法 規則第 31 条第 3 項第 3 号（同規則第 36 条第 4 項において準用する場合を含む）に定める 特別の手続きとして、理事長は、取崩しが必要かつ合理的であると考えられる理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。</p>	<p>区分し、管理する。</p> <p>2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すこと ができない。</p> <p>3 前項の規定により取り崩しを行う場合には、理事会の決議を得なければならない。また、前項にかかわらず、目的外の取り崩しをおこなう場合には、代表理事は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要額及び積立期間の変更についても同様とする。</p>	<p>第 2 項で目的外取崩しをおこなう場合の 手続きを規定</p>
<p>第 4 章 公表、備置き等 (公益充実資金の公表)</p> <p>第 10 条 この法人は、公益充実資金について、公益認定法規則第 23 条第 1 項 2 号にもつぎ、次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、この法人のホームページへの掲載その他適切な方法により速やかに公表しなければならない。</p> <p>(1) 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期</p> <p>(2) 当該事業年度の末日における積立限度額及びその算定根拠</p> <p>(3) 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額</p> <p>(4) 当該事業年度の末日における公益充実資金の額</p> <p>(5) 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの公益充実資金に関する法令で定める事項</p>	<p>第 4 章 閲 覧 (閲覧)</p> <p>第 10 条 特定費用準備資金等の閲覧については、次の各号を記載した書類により、定款第 43 条に定められた公告の方法により、主たる事務所の講習の見やすい場所に掲示する方法により閲覧をおこなう。</p> <p>(1) 特定費用準備資金については、積立限度額及びその算定根拠</p> <p>(2) 特定資産取得・改良資金については、資産取得または改良に必要な額及びその算定根拠</p>	<p>第 10 条で公益充実資金の公表義務を規定</p>
<p>第 11 条 この法人は、公益認定法第 21 条第 2 項第 4 号並びに公益認定法施行規則第 46 条 第 1 項第 7 号、第 9 号及び第 10 号にもつぎ、公益充実資金等について記載した書類を、事業年度</p>		<p>第 11 条で備え置義務を文言修正 公益充実資金は勘定科目の</p>

<p>経過後 3 月以内に主たる事務所に 5 年間備え置き、所定の業務時間内に閲覧等に供するものとする。</p> <p>第 5 章 雑 則 (法令等の読み替え) 第 12 条 この規則において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、当該改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。</p> <p>(改 廃) 第 13 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p> <p>(細 則) 第 14 条 この規則の実施に必要な細則は、理事長が定めるものとする。</p> <p>附 則 この規則は、2023 年(令和 5 年)3 月 8 日から施行する。(2023 年 3 月 8 日第 46 回理事会決議)</p> <p>附 則 この規則は、2026 (令和 8) 年 3 月 9 日から施行する。(2026 年(令和 8 年)3 月 9 日第 59 回理事会決議)</p>	<p>第 5 章 雑 則 (法令等の読み替え) 第 11 条 この規程において引用する法令の条文が改正等された場合においては、改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。</p> <p>(規程の改廃) 第 12 条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。</p> <p>(細則) 第 13 条 この規程の実施に必要な細則は、代表理事が別に定めるものとする。</p> <p>附則 この規程は、2023 年(令和 5 年)3 月 8 日から施行する。</p>	<p>名称ではないため経理処理の定めを削除</p> <p>細則の規定があれば実務が円滑に可能となる 施行日は理事会の決議日とする</p>
--	--	--

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第 3 号議案 理事の解任の件

佐藤常務理事から大野俊明理事から健康上の理由により退職届が提出されたとの提起があった。大野俊明理事からも昨年 5 月以降、入退院をしており、健康上の理由のため退任したいとの表明がされた。理事の解任については、評議員会の決議事項なので理事会としては承認とする。

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で評議員会に提案することを承認した。

第 4 号議案 2025 年度第三四半期経営結果の件

佐藤常務理事から 2025 年度第三四半期経営結果について、「事務局報」での結果を報告した。2025 年第三四半期の経営結果は、財団全体で 3,141 万円の剰余です。前年対比で 2,541 万円剰余が増加しました。

事業所別の到達結果は、前年比で、旭川事業所（清掃・7 月 9 月のみ受注）は、40 千円増加、仙台事業所（介護）は、227 千円減少、IT センター（職業訓練・ソフト販売）3,100 千円減少、ワークセンター（生活困窮者支援等）15,674 千円の増加、なかでも日常生活訓練部門 6,074 千円、自立支援部門 3,340 千円、訪問相談部門 5,040 千円、居場所づくり部門（新規）602 千円と著しく増加しました。

京都事業所（介護）8,197 千円増加、田川事業所（清掃・2025 年 3 月廃止）146 千円の増加、本部（ビル賃貸）は 4,800 千円増加という結果で、前年比でみると 5 事業所が増額、2 事業所が減額となりました。

2025 年度 第三四半期経営結果

	今年度	前年度	対前期
--	-----	-----	-----

旭川	891,609	851,352	40,257
仙台	226,639	454,548	-227,909
ITセンター	-534,083	2,566,883	-3,100,966
(公益)	(-1,061,088)	(2,405,943)	(-3,467,031)
(収益)	(527,005)	(160,940)	(366,065)
ワークセンター	29,859,786	14,184,086	15,675,700
京都	-837,906	-9,258,669	8,420,763
田川	0	-146,793	146,793
本部	2,141,428	-2,659,297	4,800,725
合計	31,410,427	5,992,110	25,418,317
介護(再掲)	-611,267	-8,804,121	8,192,854

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第5号議案 2026年度事業計画案の件

佐藤常務理事から「2026年度事業計画案」について提案がされた。3月25日に開催される第45回評議会で決議するため、理事会として評議会に提起することを確認したいと提起された。(別紙略)

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で評議員会に提起することを確認した。

第6号議案 2026年度予算案の件

佐藤常務理事から「2026年度予算案の件」について提案がされた。3月25日に開催される第45回評議会で決議するため、理事会として評議会に提起することを確認したいと提起された。(別紙略)

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で評議会に提起することを確認した。

第7号議案 第45回評議員会開催の件 3月25日(水)午後1時~4時予定

佐藤常務理事から第45回評議員会開催の件について提案された。

第1号議案 議事録署名人の選出の件

第2号議案 第59回理事会、第44回評議員会以降近々の報告(役員の職務執行報告等含む)の件

第3号議案 理事解任の件

第4号議案 2025年度第三四半期経営結果の件

第5号議案 2026年度事業計画(案)の件

第6号議案 2026年度予算(案)の件

第7号議案 第60回理事会開催の件 6月5日(金)午後1時~4時予定

第8号議案 第46回評議員会開催の件 6月22日(月)午後1時~4時予定

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第8号議案 第60回理事会開催の件 6月5日(金)午後1時~4時予定

佐藤常務理事から第 60 回評議会開催の件について提案された。

- 第 1 号議案 第59回理事会、第45回評議員会以降等近々の報告(役員の職務執行報告等含む)の件
- 第 2 号議案 2025年度事業報告(案)の件
- 第 3 号議案 2025年度決算書(案)の件
- 第 4 号議案 2025年度決算経営結果と監事監査報告の件
- 第 5 号議案 2025年度決算に関する決算調査所見の件
- 第 6 号議案 第61回理事会開催の件 9月25日(金)午後1時~4時予定
- 第 7 号議案 第46回評議員会開催の件 2027年1月18日(月)午後1時~4時予定

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

以上をもって、議案の全部を終了したので、議長は、午後 3 時 11 分に閉会を宣言し散会した。

2026 年 (令和 8 年) 3 月 9 日

公益財団法人ソーシャルサービス協会

議 長 代表理事 神田 豊和

監 事 小太刀 美津枝

以 上